

後期高齢者医療の障害認定（65歳から74歳の方）について

一定の障害がある方は65歳から後期高齢者医療制度に加入できます

65歳から74歳の方で一定程度の障害がある方が申請し、広域連合に認定された場合は75歳になる前であっても後期高齢者医療制度に加入することができます。

ただし、**後期高齢者医療に加入するかしないかはご本人の選択です**。後期高齢者医療制度に加入しない場合は75歳到達時にご案内します。また、74歳までであれば加入後の脱退も可能です。

※一定程度の障害がある方とは

1. 障害年金1級・2級の国民年金証書をお持ちの方
2. 身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方
3. 身体障害者手帳4級をお持ちの方で、次のいずれかに該当される方
 - ・ 下肢障害4級1号（両下肢のすべての指を欠くもの）
 - ・ 下肢障害4級3号（1下肢を下腿2分の1以上で欠くもの）
 - ・ 下肢障害4級4号（1下肢の著しい障害）
 - ・ 音声・言語機能障害
4. 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方
5. 療育手帳（重度の区分）をお持ちの方

申請手続きについて

後期高齢者医療制度への加入を希望する場合は申請手続きをしていただく必要があります。

申請に必要なもの

- ・ 障害の程度が確認できる書類
（身体障害者手帳、精神障害手帳、療育手帳、年金証書等）

なお、後期高齢者医療保険制度の被保険者となった場合は、**現在加入している健康保険の脱退手続きを行う必要があります**。

後期高齢者医療制度に「加入する」場合と「加入しない」場合の主な違い

	後期高齢に「加入」する場合	後期高齢に「加入しない」場合
健康保険の資格	現在加入している健康保険を脱退し、後期高齢者医療制度の被保険者となります。加入日は申請した日です。	現在加入している健康保険（国保・被用者保険）の被保険者を継続します。
保険料の負担	加入した月から、後期高齢者医療の保険料を納付します。保険料額については下記をご参照ください。	現在加入している健康保険の保険料を納付します。

	後期高齢に「加入」する場合	後期高齢に「加入しない」場合
医療費の自己負担割合	1割または3割 (令和4年10月以降は1割・2割・3割)	70歳未満は3割 70歳以上の方は2割または3割

※後期高齢者医療制度に加入した場合と加入しなかった場合のどちらの方が有利になるかについては、その方の所得や世帯等の状況により異なります。後期高齢者医療の保険料については下記をご参照ください。

保険料の算定方法

保険料の算定方法について

後期高齢者医療の保険料は、「均等割額」と「所得割額」の合計となります。

各年度の保険料（均等割額・所得割率）			
	令和4・5年度	令和2・3年度	平成30・令和元年度
均等割額（年額）	47,436円	42,480円	42,480円
所得割率	9.10%	8.07%	8.07%

- ・本人と世帯主、同一世帯のほかの被保険者の所得額によって軽減される場合があります。
- ・所得割額は総所得金額等から基礎控除額（43万円）を差し引いた額に所得割率を乗じます。

保険料の例

[例] 厚生年金収入300万円のみの方の場合

均等割額①	47,436円
所得割額②	133,770円 (年金収入300万円-公的年金等控除110万円-基礎控除43万円) × 所得割率9.10%
年間保険料額 ①+②	181,200円 (100円未満切り捨て)

お問合せ先：住民生活課
〒681-8501 岩美町大字浦富675番地1
開庁時間：8時30分～17時15分
(火・木曜は19時まで)
電話番号：73-1415